

# ハウスメイト 福平（デイサービス）利用契約書

様（以下「利用者」といいます）と有限会社 ライフサポート（以下「事業者」といいます）は、利用者が、ハウスメイト 霧島（以下「事業所」といいます）において、事業者から提供される通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

## 第 1 条 （契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に対して、第 4 条及び第 5 条に定める通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が、利用者に対して実施する通所介護サービスの内容・利用日・利用時間・利用料金等の事項（以下「通所介護計画」といいます）は、別紙（重要事項説明書）に定めるとおりとします。
- 3 利用者は、前項のサービスに対する利用料自己負担分を、事業者を支払うこととします。

## 第 2 条 （契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の規程にかかわらず、契約期間満了の 7 日前までに、利用者から事業者に対し、文書による解約の申し入れがない場合でかつ利用者が要介護認定の更新において、要支援者又は要介護者と認定された場合には、本契約は更新されるものとします。

## 第 3 条 （通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第 4 条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

#### 第 5 条 (介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付対象外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、食材料、レクリエーション・クラブ活動、複写物の交付、その他日常生活上必要となる諸サービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前 2 項のサービスについて、その利用料金は、利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第 1 項及び第 2 項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者又はその家族に対して、わかりやすく説明し同意を得るものとします。

#### 第 6 条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額といいます）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、要介護度に応じて第 4 条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の 1 割）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。要介護認定後又は居宅サービス計画作成後自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- 3 第 5 条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者は、食事代・おむつ代等、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 利用者は、前 4 項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

#### 第 7 条 (利用の中止・変更・追加)

- 1 利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者に出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等による正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第 1 項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合は、他の利用可能日を利用者に提示して、協議するものとします。

#### 第 8 条 (利用料金の変更)

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することが出来るものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することが出来ます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解除することが出来ます。

#### 第9条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員又は主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について、記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第10条 (守秘義務等)

- 1 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 前項の規程にかかわらず事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又はその家族の同意を得た上で、その個人情報を提供できるものとします。

#### 第11条 (施設利用に当たっての注意義務等)

- 1 利用者が、事業のサービスを受ける場合は、次のことに留意し、利用するものとします。
  - ① サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨を知らせるものとします。
  - ② 事業所の規則を遵守し、業務運営に支障をきたすような行為はしないものとします。
  - ③ 管理者及び職員の指示に従うものとします。
  - ④ みだりに大声を発したり、他の利用者に迷惑をおよぼす等、粗暴に亘る行為はしないものとします。
  - ⑤ 室内でみだりに飲酒しないものとします。
  - ⑥ 喫煙は、指定の時間及び場所で行い、火気の始末は厳重にし、職員の指示に従うものとします。
  - ⑦ 故意又は重大な過失により、建物及び備品等を滅失、破損、又は汚損しないものとします。
- 2 利用者が前項第7号に違反した場合には、利用者の責任において原状に復するか、又は相当の代償を支払うものとします。

#### 第12条 (事業者の義務違反)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた

損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることが出来るものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第 13 条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、サービスの提供を受けようとする時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

#### 第 14 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他、自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することは出来ないものとします。

#### 第 15 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することが出来るものとします。
  - ① 利用者が、死亡した場合。
  - ② 要介護認定により、利用者の心身の状況が、自立と判定された場合。
  - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
  - ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
  - ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
  - ⑥ 第 16 条から第 18 条に基づき、本契約が解約又は解除された場合。
- 2 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第 16 条 (利用者からの中途解約)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中において、本契約を解約することが出来ます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することが出来ます。

- ① 第 8 条 第 3 項により、本契約を解約する場合。
- ② 利用者が入院した場合。
- ③ 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合。

#### 第 17 条 （利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が、以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することが出来ます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。
- ② 事業者もしくはサービス従事者が、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ④ 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

#### 第 18 条 （事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来ます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者による、第 6 条 第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

#### 第 19 条 （精算）

本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する、利用料金支払い義務、及び第 11 条 第 2 項の原状回復の義務を、事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

#### 第 20 条 （苦情処理）

事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して、適切に対応するものとします。

#### 第 21 条 （協議事項）

本契約に定められていない事項について、問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

(事業者) 事業者の住所 鹿児島市唐湊 4 丁目 1 番 2 号  
事業者の名称 有限会社 ライフサポート 印  
代表者氏名 代表取締役 佃 望

事業所の住所 鹿児島市下福元町 7507 番地  
事業所の名称 ハウスメイト 福平

(利用者) 利用者の住所 \_\_\_\_\_  
利用者の氏名 \_\_\_\_\_ 印